

港区定額減税補足給付金の終了について

令和7年度港区定額減税補足給付金（不足額給付）の給付が完了し、令和6年度から実施していた定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者に対する定額減税補足給付金の給付事業が、令和7年10月31日申請分をもって終了しました。

1 制度概要

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）により、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税から定額減税が行われました。また、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、定額減税やほかの給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援として定額減税補足給付金の支給を行うことが示されました。

2 事業内容及び対象者

(1) 令和6年度（当初給付）

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族の人数に基づき算定される定額減税可能額が、定額減税控除前の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回り、控除しきれない者に対して給付を行いました。

(2) 令和7年度（不足額給付）

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と令和6年度定額減税補足給付金額との間で差異が生じた者等に対し、追加で不足分の給付を行いました。

3 実施状況

	令和6年度	令和7年度
支給対象者数	21,271人	21,523人
支給人数	19,465人	19,373人
支給率	91.5%	90.0%
支給額	647,210千円	523,430千円